

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成28年5月30日
【会社名】	株式会社ラピーヌ
【英訳名】	LAPINE CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 青井 康弘
【本店の所在の場所】	大阪市北区天満一丁目5番7号
【電話番号】	(06)6358-2251(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 社長室長 尾崎 史照
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区天満一丁目5番7号
【電話番号】	(06)6358-2251(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 社長室長 尾崎 史照
【縦覧に供する場所】	株式会社ラピーヌ 東京店 (東京都品川区西五反田七丁目22番17号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成28年5月26日開催の当社第68回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成28年5月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

配当財産の種類 金銭

株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき20円 総額46,394,340円

剰余金の配当が効力を生じる日 平成28年5月27日

第2号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社へ移行するため、監査等委員会及び監査等委員に関する規定を新設し、監査役及び監査役会に関する規定を削除するものであります。

取締役会の決議によって法令の定める範囲内で取締役の損害賠償責任を免除することができる旨、並びに当社と業務執行を行わない取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります。

役付取締役に関する規定を削除し、株主総会及び取締役会の招集権者及び議長に関する規定を変更するものであります。

条文の追加及び削除に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、市川雅邦、青井康弘、北 博成、寺嶋 修、伴野孝幸、西 信子を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、新野孝弘、中野裕士、藤田健二郎を選任するものであります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額1億500万円以内（うち社外取締役1500万円以内）とするものであります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を年額450万円以内とするものであります。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役に対するストックオプション報酬額及び内容決定の件

ストックオプションとしての新株予約権を、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については年額300万円以内、監査等委員である取締役については年額300万円以内と設定し、ストックオプションとしての新株予約権の内容について決定するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	13,761	33	-	(注)1	可決 95.51
第2号議案	13,750	44	-	(注)2	可決 95.43
第3号議案					
市川 雅邦	13,633	161	-	(注)3	可決 94.62
青井 康弘	13,635	159	-		可決 94.64
北 博成	13,635	159	-		可決 94.64
寺畠 修	13,634	160	-		可決 94.63
伴野 孝幸	13,632	162	-		可決 94.62
西 信子	13,635	159	-		可決 94.64
第4号議案					
新野 孝弘	13,748	46	-	(注)3	可決 95.42
中野 裕士	13,746	48	-		可決 95.41
藤田健二郎	13,748	46	-		可決 95.42
第5号議案	13,736	58	-	(注)1	可決 95.34
第6号議案	13,719	75	-	(注)1	可決 95.22
第7号議案	12,379	1,415	-	(注)1	可決 85.92

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上